

○えびの市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程

平成28年6月24日

えびの市訓令第7号

改正 令和6年4月19日訓令第112号

えびの市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程（平成18年えびの市訓令第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 えびの市地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、包括支援センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（事業所の名称等）

第2条 事業を行う包括支援センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 えびの市地域包括支援センター

所在地 えびの市大字栗下1292番地

（運営の方針）

第3条 包括支援センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（職員の職種、員数及び業務内容）

第4条 包括支援センターに勤務する職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

（1） 管理者 1名

管理者は、包括支援センターの担当職員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

ア 保健師 1名

イ 主任介護支援専門員 1名

ウ 社会福祉士 1名

担当職員は、介護予防サービス計画の作成及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等、介護予防支援サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 包括支援センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、えびの市の休日を定める条例(平成2年えびの市条例第4号)第2条第1項に規定する日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 提供方法 えびの市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年えびの市条例第1号)第31条から第33条により実施

(2) 利用者の相談を受ける場所 第2条に規定する包括支援センター内又は自宅

(3) サービス担当者会議

ア 開催場所 第2条に規定する包括支援センター内、サービス事業所内又は自宅

イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

ア 提供開始月

イ 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ 利用者の状況に著しい変化があったとき。

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、えびの市全域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかにえびの市、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 包括支援センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後12か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、担当職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 包括支援センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この訓令に定める事項のほか、運営に関する重要事項はえびの市長と包括支援センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年4月19日訓令第112号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後のえびの市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。